

～真の成功を共に追求し続けます～

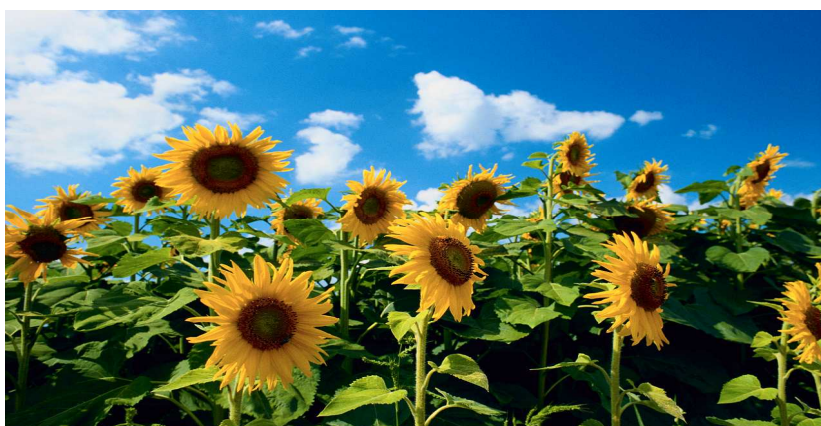
## 月刊 岩田会計 第19号

平成20年7月31日

税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国際問題や水着の問題など色々ありましたが、いよいよ北京オリンピックが開幕いたします。暑い中ですので選手も観客も関係者もみんな大変だと思いますが素晴らしいパフォーマンスを期待しています。



### 【平成20年7月号】『ふるさと納税』

この言葉を耳にしたことがある方も多いと思います。どういうものかといいますと個人の所得税の一部を個人が育ったふるさと又は応援したい市区町村に納税できるという制度です。

この制度は今年度の確定申告から適用され、個人が自分の応援したいと思う地方公共団体に寄付を行った場合、個人住民税所得税割の1割程度までを上限として、所得税と個人住民税を合わせて全額控除するというものです。この控除を受けるには確定申告を行うことが必要で、その申告に基づいて所得税は還付対象となり、個人住民税は税額控除となります。

たとえばイチローは住民票を地元に残したままにしてふるさとへの恩返しをしています。またユニマットグループの代表高橋洋二氏は開発をする地区へ転居しそこで納税したりしています。

今までの税制にはない試みですが各人が自らの意思で支えたい、恩返しをしたいと思う地域への納税ということで自発的に取り組むと言う意味では非常に画期的で面白い制度だと思います。納税はわが国の憲法上、国民の三大義務の一つではありますが義務感ではなく地方を発展させたいという各人の想いでひいては国家の繁栄に微力ながらも貢献していきましょう。

岩田会計事務所は経営理念策定・経営計画策定・経営計画遂行支援に力を入れて取り組んでおります。お気軽に声をかけてご相談ください。